

## 知事コメント（東海北陸自動車道 財政投融資を活用した4車線化の事業許可について）[令和2年3月31日]

本日、東海北陸自動車道の福光 I C から岐阜県の白川郷 I C 間の 2 箇所（延長計：約 19.6 km）における 4 車線化事業に対する国土交通大臣の事業許可がなされた。

東海北陸自動車道は、北陸地域と東海地域、日本海側と太平洋側とを結ぶ中部圏の大動脈であり、国土強靱化の観点からも極めて重要な道路であることから、県としてもこれまで岐阜県などと連携し、全線 4 車線化に向けて、積極的に取り組んできている。

国においても本路線の重要性をご理解いただき、今回の 4 車線化の事業箇所では全国で最も重点的に配分をいただけたことについて、大変ありがたく思っている。

お力添えをいただいた国会議員の皆様、基本計画の決定以来長年にわたりお世話になった先人の方々、県議会議員、市町村長をはじめとする関係各位に心からお礼申し上げたい。

引き続き、東海北陸自動車道の早期全線 4 車線化が実現するよう、残る県内区間及び飛驒トンネルの早期着手に向け、岐阜県や沿線市町村などと連携を強め、これまで以上に取組みを強化してまいりたい。

（担当：道路課 TEL：076-444-3319）